

# 第 1 回 住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会

日時：令和 3 年 3 月 1 6 日

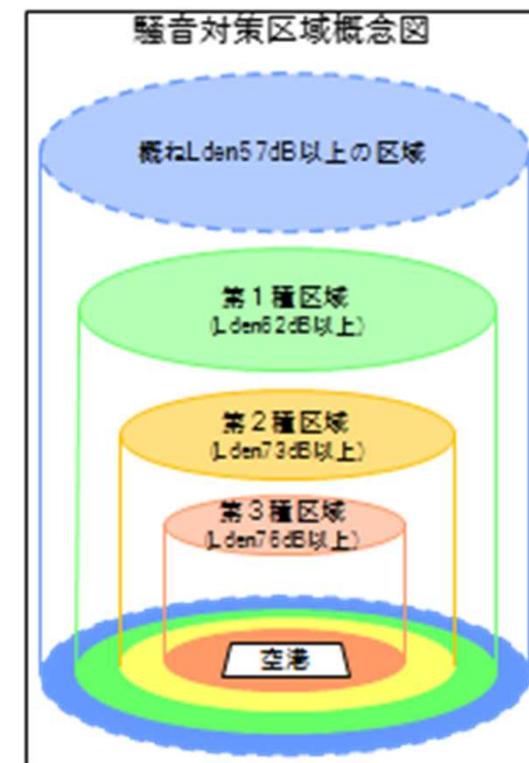
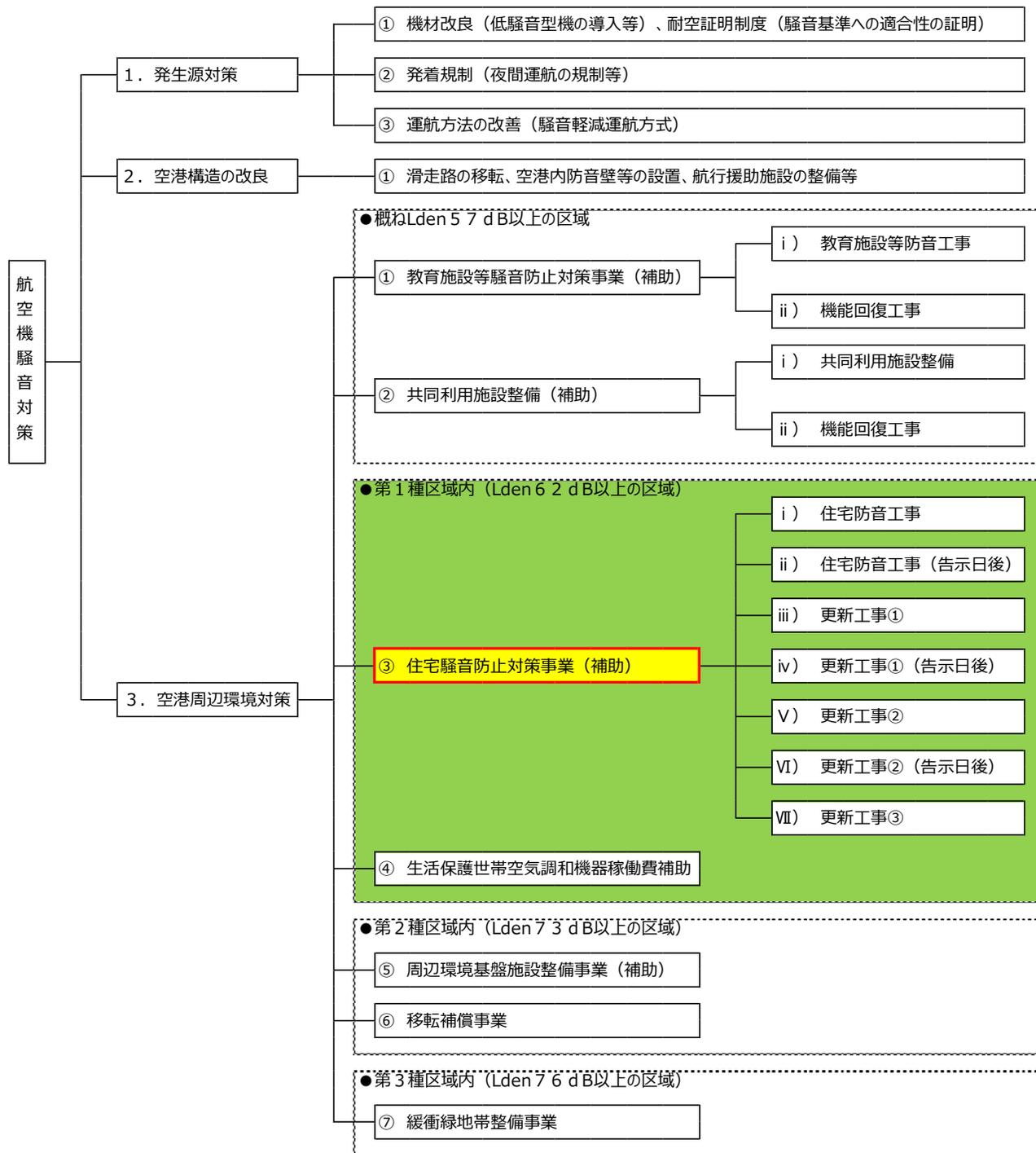
(1) 住宅防音工事補助制度の現状

【現状①】航空機騒音対策体系図	1 頁
【現状②】住宅騒音防音対策事業の経緯	2 頁
【現状③】住宅防音工事補助の概要	3 頁
【現状④】空港周辺環境対策事業予算	5 頁
【現状⑤】住宅防音工事実施率	6 頁

(2) 住宅防音工事補助制度検討の課題

【課題①】行政事業レビュー取りまとめ	7 頁
【課題②】住宅防音工事補助制度の課題	8 頁
【課題③】検討スケジュール（案）	9 頁

# 【現状①】航空機騒音対策体系図



# 【現状②】住宅騒音防音対策事業の経緯

## 住宅騒音防止対策事業の経緯

(制度創設：昭和49年(1974年))

ジェット旅客機の急増に伴う航空機騒音による公害問題が深刻化してきた昭和42年8月に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下、「騒音防止法」)が制定された。この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸の頻繁な実施により生ずる損失の補償など、必要な措置を定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として制定され、この法に基づき、特定飛行場の周辺における環境対策事業が開始された。

昭和48年12月には公害対策基本法に基づいて「航空機騒音に係る環境基準」が制定され、①航空機騒音をW E C P N L 75(住居専用地域は70)以下(※)にすること、②達成期間は原則として5年または10年以内とする等の環境基準が告示された。

※現在の基準値はL d e n 62デシベル(住居専用地域は57デシベル)以下

この屋外環境基準を達成することが困難と考えられる地域については、屋内において環境基準を保持する必要があると考えられることから、昭和49年3月に、騒音防止法の一部改正が行われ、教育施設等に限定していた防音工事助成を一般住宅まで拡大することとなった。

また、防音工事に伴い設置した空気調和機器(冷暖房機・換気装置等)で設置後10年以上経過し、かつ故障と認められたものについては、その更新について、その費用の一部を補助している。

### ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

(住宅の騒音防止工事の助成)

#### 第8条の2

特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(「第一種区域」という。)に当該指定の際現に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を取るものとする。

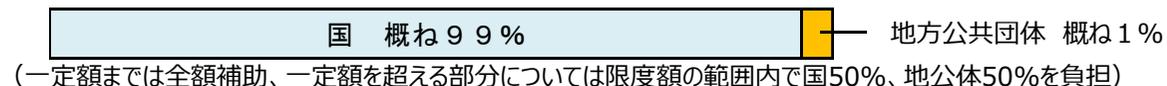
# 【現状③】住宅防音工事補助の概要 (1/2)

## 住宅防音工事補助

第一種区域に当該指定の際、現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が、航空機の騒音による障害の防止又は軽減するため住宅防音工事を行うときは、その工事に関し補助する。

また、防音工事に伴い設置した空気調和機器（冷暖房機・換気装置等）で設置後10年以上経過し、かつ故障と認められたものについては、その更新について、その費用の一部を補助する。

- 対象区域： 第一種区域内（Lden 62 dB以上）
- 補助金の流れ： 国 → 地方公共団体 → 住民等  
国+地方公共団体 → 空港周辺整備機構 → 住民等（福岡空港）
- 補助率： 住宅防音工事



### 告示日後住宅防音工事(※1)

- ・防音工事部分（空気調和機器を除く）は、住宅防音工事に準ずる
- ・空気調和機器は、更新工事①に準ずる

### 更新工事①(※2)



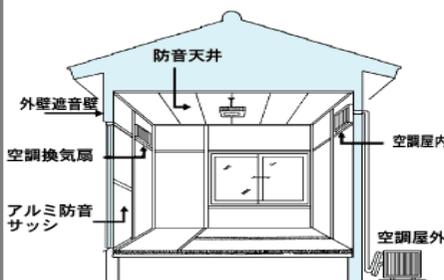
### 更新工事②又は告示日後更新工事①(※3)



### 更新工事③又は告示日後更新工事②(※4)



民家防音工事の施工例



- ※1：第一種区域の最近の告示日以前に、それまでの告示の第一種区域の範囲内に建築された住宅であって、従前の区域指定の告示日後に建築されたものについて住宅防音工事の補助を行うもの
- ※2：防音工事により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
- ※3：更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事  
また、告示日後防音工事に設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
- ※4：更新工事②により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事  
また、告示日後更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

# 【現状③】住宅防音工事補助の概要 (2/2)

## 住宅防音工事補助

○ 補助率：(生活保護等世帯)

更新工事①(※2)



更新工事②③又は告示日後更新工事①②(※3)(※4)



- ※2：防音工事により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
- ※3：更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事  
また、告示日後防音工事に設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
- ※4：更新工事②により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事  
また、告示日後更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

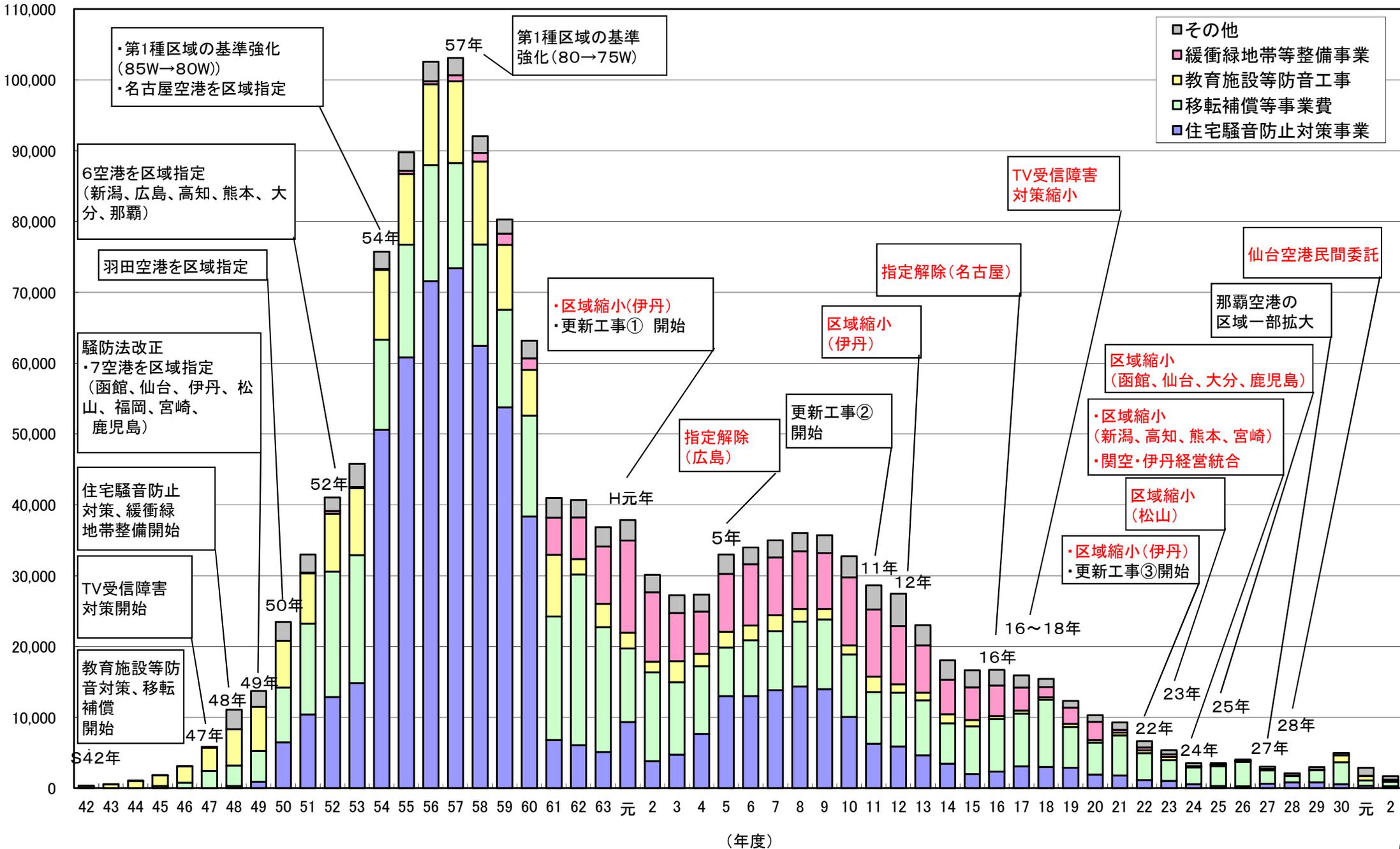
## 生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助

地方公共団体(市町村)が生活保護等世帯を対象に、騒防法第8条の2の規定(住宅の騒音防止工事)により国の補助を受けて設置された空気調和機器(冷房機及び冷暖房機器に限る。)の稼働費(電力量料金)について、補助する。

- 対象区域：第一種区域内(Lden62dB以上)
- 補助金の流れ：国 → 地方公共団体 → 住民
- 補助率：補助金の交付の対象となる月 7月～10月(4ヶ月間) ※沖縄地域は6月から12月(7ヶ月間)  
原則として一世帯当たり8,500円(7月～10月分の合計)を上限とする。  
※沖縄地域は、17,000円(6月～12月分の合計)を上限とする。

# 【現状④】空港周辺環境対策事業予算

(百万円)



# 【現状⑤】住宅防音工事実施率

上段: 空港名 下段: 区域縮小	種別	住宅防音工事実績(令和元年度末)		
		対象世帯数	既実施数	実施率(%)
函館 H25.4.1適用	未実施	124	122	98.4
	告示日後	35	27	77.1
仙台 H25.4.1適用	未実施	1	1	100.0
	告示日後	0	0	-
新潟 H24.4.1適用	未実施	640	636	99.4
	告示日後	28	28	100.0
東京国際 —	未実施	6,785	6,484	95.6
	告示日後	149	113	75.8
松山 H23.10.1適用	未実施	550	547	99.5
	告示日後	40	33	82.5
高知 H24.4.1適用	未実施	80	78	97.5
	告示日後	10	4	40.0
福岡 —	未実施	34,354	33,496	97.5
	告示日後	1,476	628	42.5
熊本 H24.4.20適用	未実施	3	3	100.0
	告示日後	0	0	-
大分 H25.4.1適用	未実施	8	8	100.0
	告示日後	0	0	-
宮崎 H24.4.1適用	未実施	563	561	99.6
	告示日後	265	209	78.9
鹿児島 H25.4.1適用	未実施	23	23	100.0
	告示日後	3	3	100.0
那覇 H27.5.1適用	未実施	2,459	2,026	82.4
	告示日後	206	145	70.4
計	未実施	45,590	43,985	96.5
	告示日後	2,212	1,190	53.8
	合計	<b>47,802</b>	<b>45,175</b>	<b>94.5</b>

※対象世帯数は概数

## 住宅防音工事施工事例

### ○壁・天井の改造(内外装材による吸音)

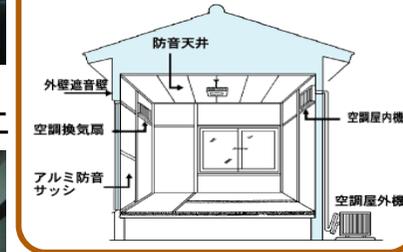
防音壁 壁内部に吸音材(グラスウール)施工



防音天井 天井裏に吸音材(グラスウール)施工



### 防音工事の施工部位



### ○防音建具の取付(防音サッシによる遮音)

防音サッシ



### ○空気調和機器の設置(換気、温度保持、除湿)

エアコン



換気扇



吸排気口



# 【課題①】行政事業レビュー取りまとめ

## ○国土交通省行政事業レビュー「公開プロセス」 令和元年6月12日（水） **取りまとめ結果：事業内容の一部改善**

### 【とりまとめコメント】

- 補助内容については、地価の動向やエアコンの設置状況など騒音対策区域の実態を十分勘案し、実態の把握に要するコストに十分留意しつつ、合理的な助成のあり方を幅広く検討すべき。
- 本事業は申請主義であるため、やむを得ない部分もあるが、地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、予算額と執行実績の乖離を少なくする努力が必要。
- 騒音対策区域に指定された後に転入した者については、航空機の騒音が存在することを認識した上で居住していると考えられること等も勘案し、たとえば、区域指定の際に現に所在していた住宅について補助率を変えるなどの見直しを行うべき。

### 【外部有識者の主なコメント】

- ・ 現在の一般の設備状況（防音性）及び実際の騒音レベルを踏まえて補償（クーラー等）内容を維持管理補助へ見直すべき。
- ・ 設置への補助から維持管理の補助に見直すべき。
- ・ 防音工事の対象者数などの把握については、それに要する費用との兼ね合いを考慮して慎重に対応すべき。
- ・ 設計を全面的に考え直すべき。
- ・ 申請主義で難しいかもしれないが、予算計上と執行額の乖離が大きすぎるとされる。乖離を小さくする工夫をすべき。
- ・ 空港ができてから引っ越してきた住民の補助率は低減すべき。

## <参考1>

## ○国土交通省行政刷新会議「事業仕分け」平成21年11月16日（月） **評価結果：予算要求の縮減（10～20%程度）**

### 【とりまとめコメント】

廃止等の意見はなく、予算要求の削減に意見が集中、この中では特に空調機等の更新について真に必要なものに限定する方向で見直すべきとの意見が多かった。数量的には意見が分かれているが、概ね10～20%の削減幅が総意であると思われることから、当ワーキングとしては、10～20%程度の予算要求の縮減を結論とする。

### 【評価者コメント】

- ・ 空調関係に効率化の余地有り。
- ・ 空調機の更新は一回に限定すべき
- ・ 空調その他防音対策は更新を止めるべき。
- ・ 時代の変化も含めて真に必要なものに限定すれば、予算を削減できると考える。
- ・ 空調などは自己負担額を増やして対応すべき(50%負担へ)。
- ・ 機器（空調）等の単価の見直し
- ・ 空調機設置という手法を費用対効果の観点から見直すべき。
- ・ 住宅防音工事の中のエアコン部については更新回数を限定すべき。
- ・ エアコン等の単価の削減、更新基準の見直しを図るべき。
- ・ 単価の見直し等が可能。
- ・ 空調機の更新に対する補助は不要と考える。空調機の設置はどの家庭でも当たり前となっており、原因者負担原則では説明がつかない。
- ・ 既に30年以上経過している補助事業は厳しく精査すべき。子供の世代にまでエアコン設置を続けるべきではない。

## <参考2>

## ○今後の空港及び航空保安施設の整備及び運営に関する方策について 答申 平成19年6月21日（月） 交通政策審議会航空分科会

社会経済情勢の変化も踏まえ、従前の環境対策については見直しを適切に推進すべきであるといった指摘が寄せられている。このような状況を踏まえ、今後、環境対策のあり方について検討を進める必要がある。

# 【課題②】住宅防音工事補助制度の課題

## 行政事業レビュー「公開プロセス」のコメントによる課題と調査項目

### ○行政事業レビューでのコメント

#### 【とりまとめコメント】

・区域指定後の転入者については、騒音の存在の認識が考えられること等も勘案し、たとえば、補助率を変えるなど見直しを行うべき。

・地価の動向、エアコンの設置状況など、実態を十分勘案し、合理的な助成のあり方を幅広く検討すべき。

#### 【外部有識者の主なコメント】

・防音工事の対象者数などの把握については、それに要する費用との兼ね合いを考慮して慎重に対応すべき。

・設置への補助から維持管理の補助に見直すべき。

### ○住宅防音工事補助制度の課題

1. 住宅防音工事実施後の防音性能の把握

2. 騒音実態の認識と助成制度

3. 土地価格の動向と助成制度

4. 空調機器への助成のあり方  
 ・空調機器更新工事4回目制度  
 ・助成の方法など

### ○令和2年度調査内容

・防音工事住宅経年劣化調査（現況調査、遮音性能測定等）

・防音工事対象世帯数の調査（国勢調査等統計情報による調査等）

・空港周辺におけるエアコンの設置状況調査（アンケート調査等）

・エアコン稼働状況と消費電力調査（アンケート調査等）

・公共用地の補償制度における事業損失事例等、資料収集整理

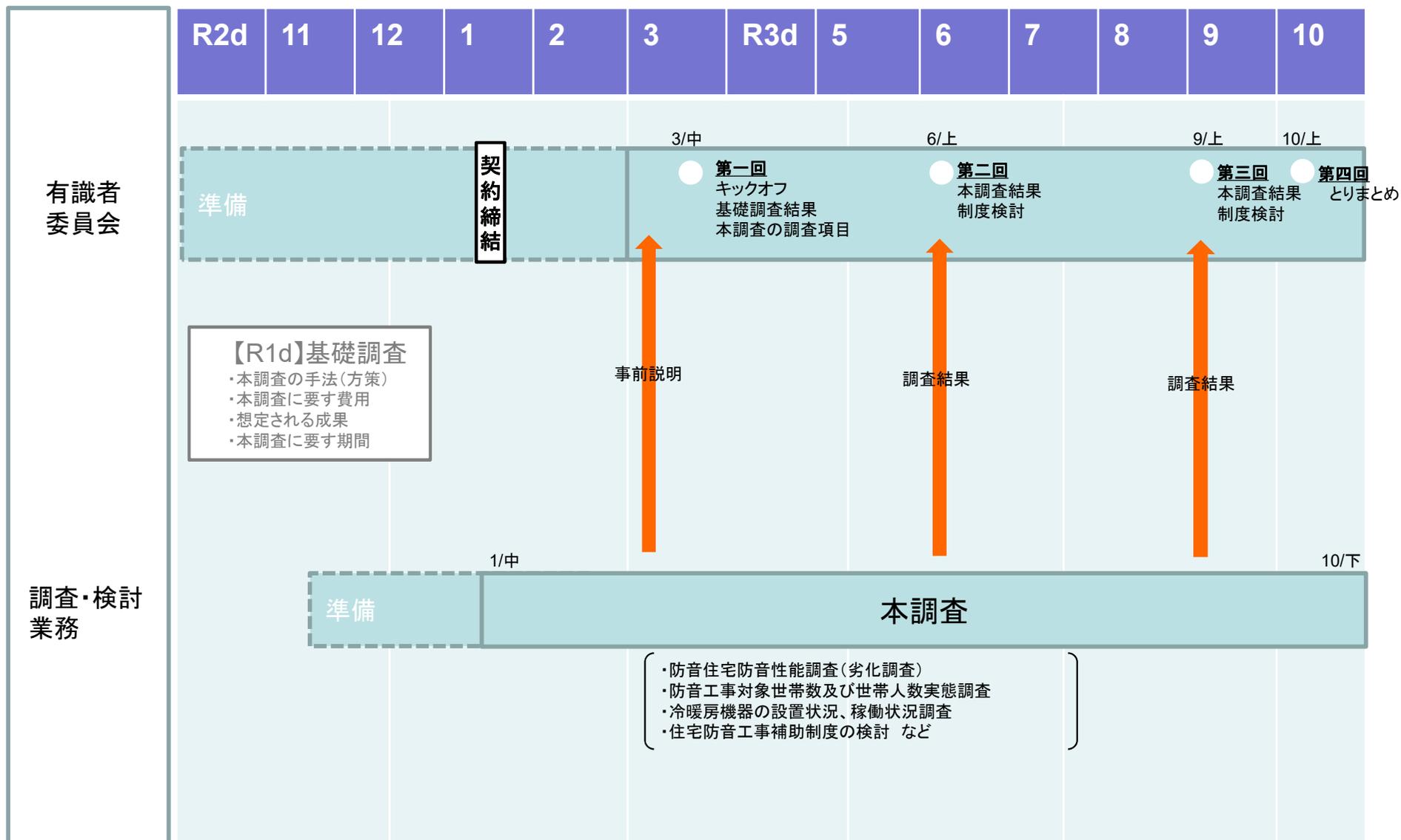
<既往調査>

・住宅防音工事と判例（危険への接近についての解釈等）

・空港周辺地価調査、空港建設等と地価動向との相関関係分析等

# 【課題③】検討スケジュール(案)

## ○住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会



## 令和元年度 住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務 検討結果

## 【論点 1】見直し後の第 1 種区域において、住宅防音工事实施後の防音性能を把握すべきではないか

## 現 状

- 近年の航空機騒音の実態
    - ・1 回あたりの離着陸の騒音は低減
    - ・航空需要により発着回数は増加傾向
  - 対策区域の見直し
    - ・騒音の実態に応じて見直しを実施
    - ・近年では主に区域が縮小
    - ・区域に連動して事業費も低減傾向
- ※過去に住宅防音工事を実施した一部住民から、工事部分の劣化により航空機の騒音が大きく感じられるとの意見あり。

## 課 題

- 航空機騒音の環境基準が達成されるまでは、屋内環境の保持が必要
- 防音工事实施後の防音効果の状況ついて、平成 11 年度に調査を実施するも定期的には把握せず
- 過去に行った防音工事の効果が継続しているかの把握が必要か

## 令和 2 年度実態調査（案）

## 1. 防音工事实施済み住宅の経年劣化状況（騒音対策区域内）

騒音対策区域内の防音工事实施済み住宅について、家屋現況調査（防音サッシ含む）及び遮音性能測定を実施する。寒冷地域（函館空港）や温暖地域（那覇空港）と一般地域（福岡空港）での防音性能の経年劣化傾向についても考察する。

【調査方法】 対象室：1 室

## ①現況調査

室内外経年劣化、防音サッシ計測等

## ②航空機騒音による室内外レベル差測定（室内外各 1 点）

A 特性の音圧レベルの測定及び周波数分析

## ③人工音源による防音サッシの遮音性能測定（室内 3 点、室外 JIS A1520 に則った測定点）

防音サッシの遮音性能を確認するための音響透過損失相当値を測定

【対象空港】 福岡、函館、那覇

## 【年代別家屋サンプル数】

【福岡空港】

S49～S55：6 件(2件)

S55～S62：6 件(2件)

S63～H 6：6 件(2件)

H10～H21：6 件(2件)

【函館空港・那覇空港】

① 36 件

(福岡：24 件 函館：6 件 那覇：6 件)

② 36 件

(福岡：24 件 函館：6 件 那覇：6 件)

③ 12 件

(福岡：8 件 函館：2 件 那覇：2 件)

1 世代を選定：6 件

※福岡空港の結果から、  
顕著に経年劣化が見られ  
た世代を選定

## 論点2】見直し後の第1種区域において、住宅防音工事の対象数を正確に把握すべきではないか

### 現 状

- 住宅防音工事の助成制度の創設から約45年が経過し、空港周辺地域の住宅の実態は相当変化と思量
- 現在の住宅防音工事の助成対象数は概数にて把握
  - ※第1種区域の指定が変更になる際に拡大又は縮小する地域にかかる戸数の増減の把握は行っているものの、その他の事由での戸数の実態は把握せず。

### 課 題

- 申請に基づく事業であり、現状において事業の実施には支障なし
- 事業成果を正確に把握するため、住宅防音工事の対象住宅戸数を正確に把握すべきか
  - ※現地確認などの把握手法は考えられるが、個人情報保護による調査の限界や費用対効果も考慮が必要。

### 令和2年度実態調査（案）

#### 1. 防音工事対象世帯の正確な数

騒音対策区域内の賃貸住宅について、世帯数及び世帯人数の実態調査を行う。調査方法は、公開統計情報（町丁字単位）及びGISデータの活用又は同等以上とする

#### 【調査方法】

国勢調査統計データ（町丁字単位）を基に、GISによる騒音対策区域内世帯数の算出を行う。  
（GISソフトを用い、国勢調査を町丁字単位で地図上に可視化）

【対象空港】 函館、新潟、東京国際、松山、高知、福岡、宮崎、那覇（8空港）

**【論点3】環境基準が未達成のため、継続的に屋内環境の保持が必要であるが、空調機器更新工事の助成のあり方を検討すべきではないか**

**現 状**

- 第1種区域において、屋内環境が保持されるよう、継続的な環境対策が必要
- 空調機器の機能劣化による更新への助成制度を継続して実施
- ※更新工事③の創設に際し、単に継続するのではなく、社会経済情勢の変化も踏まえてあり方を検討すべきとの指摘があり、補助率等の見直しを行った。

**課 題**

- 空調機器の経年による機能劣化の実態把握
- 自治体などの補助事業者の意向把握
- エアコンの普及実態を踏まえた公費助成のあり方

**令和2年度実態調査（案）**

1. 空港周辺におけるエアコンの設置状況（騒音対策区域内外別）

騒音対策区域内外における世帯毎の空気調和機器（冷暖房機、換気装置、レンジ用換気装置）設置状況（家族構成、所有台数、普及率）について調査を行い、騒音対策区域内外の比較を行う。

**【調査方法】**

空港周辺住民に対するアンケート調査（タウンメール＋インターネット）

アンケート調査数：2,000世帯／空港（回収率20%）

**【対象空港】** 函館、福岡、那覇

2. エアコン稼働状況と消費電力（騒音対策区域内外）

騒音対策区域内外における世帯毎の冷暖房機稼働状況について調査を行い、騒音対策区域内外の比較を行う。

**【調査方法】** 上記1.と同様

**【対象空港】** 上記1.と同様

3. 空港周辺における空港設置前からの土地価格の動向

土地価格に与える負の影響を補償する制度や、一定の補助金交付対象であることによって土地価格が維持される又は上昇する場合に、それを考慮した一定の減額措置が補助金算定に組み込まれている制度（公共用地の補償制度における事業損失事例等）について、資料を収集し結果を整理する。

**【調査方法】** 土地価格の動向が補助金や補償金に反映されている制度の事例調査

# 令和2年度 調査実施計画書

令和3年3月16日

# 1. 調査概要

## 1.1 業務の目的

航空機騒音については、環境基本法に基づき「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、防音工事等を推進することにより、住民の生活環境を改善することが必要である。騒音対策は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（以下「騒防法」という。）による特定飛行場の設置者の責務として定められた措置であり、空港周辺環境対策事業が十分に実施されることにより、空港の円滑な運営が担保される。

本調査は、令和元年度に実施した「住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務」報告書に基づき、実態調査を実施し、住宅防音工事補助制度について経済社会状況の変化を踏まえたあり方を検証し、所要の見直しを立案するものである。

## 1.2 調査・検討フロー

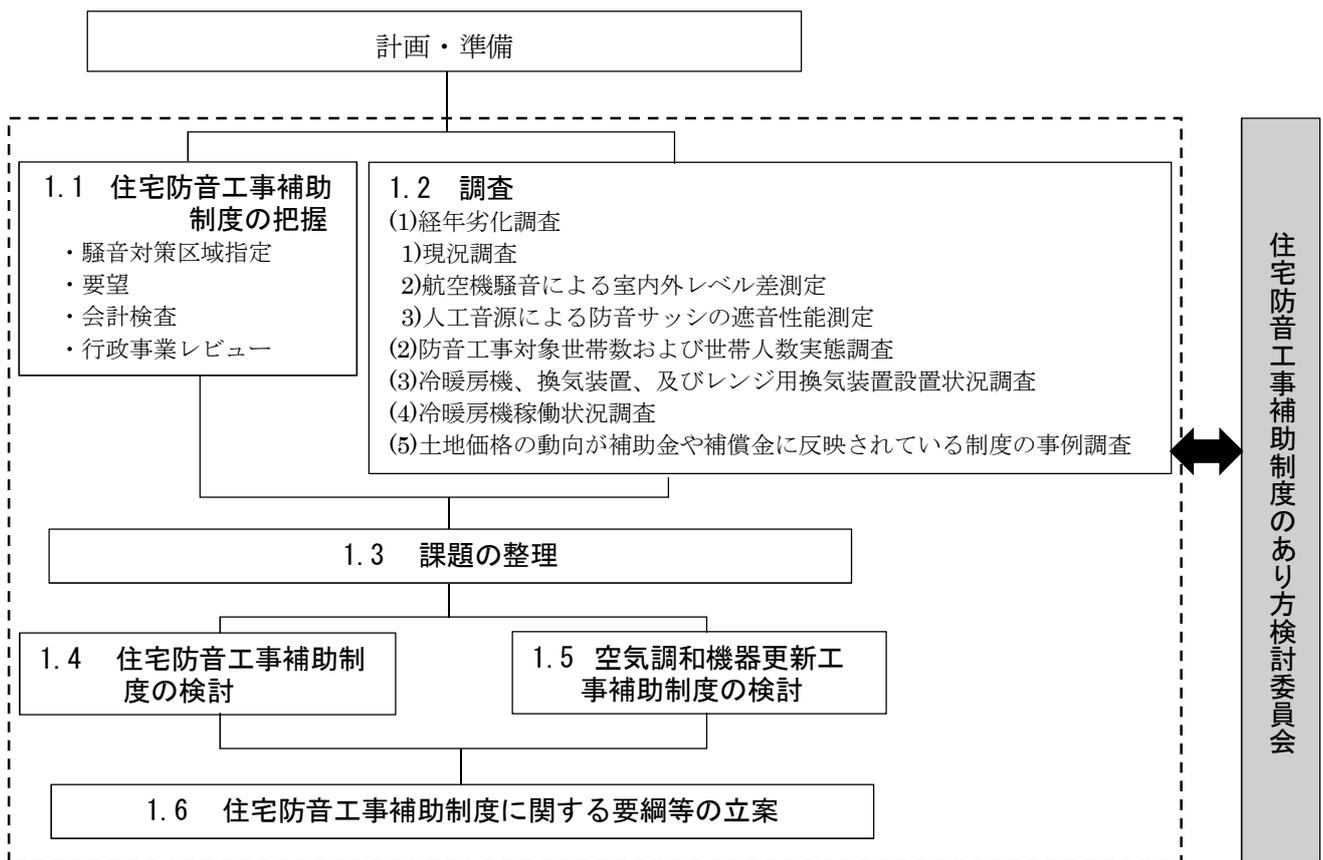


図 1-1 調査・検討フロー

## 2. 調査方針

### 2.1 調査・検討

#### 2.1.1 住宅防音工事補助制度の把握

住宅防音工事補助制度について、これまでの改正に至った経緯とその当時の背景を時系列に沿って次の点に着眼して整理し、その制度の趣旨を明確にする。

- ア 騒音対策区域指定
- イ 要望
- ウ 会計検査
- エ 行政事業レビュー

#### 2.1.2 調査

住宅防音工事補助制度のあり方について、新たな制度内容を検討し立案するため、次の実態調査を行い、結果を整理し、検討に必要な資料を作成する。実施に当たっては、調査の目的を十分理解する。

##### (1) 経年劣化調査

騒音対策区域内の防音工事実施済み住宅について、家屋現況調査（防音サッシ含む）及び遮音性能測定を実施し、経年劣化状況を把握すると共に、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されているか確認すること。防音性能の低下が確認された場合は、防音工事実施年度、家屋築年度、現況調査結果等を踏まえ、原因を明らかにする。

また、寒冷地域（函館空港）や温暖地域（那覇空港）と一般地域（福岡空港）での防音性能の経年劣化傾向について、考察する。

なお、対象家屋については、発注者側で選出する。

##### 1) 現況調査

対象家屋における対象室（1室）の室内外及び防音サッシの状況等を確認するため、次の事項について現況調査を実施する。

- ・防音住宅経年劣化の確認（対象室内外共）
- ・防音サッシの材質及びガラスの種別（単層、複層等）
- ・防音サッシと壁の隙間計測（内外共）
- ・防音サッシの締め付け具合の確認
- ・防音サッシの引寄せ機構の確認（気密構造、気密材の状態等）
- ・防音サッシ以外で遮音性能に影響を与える室内外の要因の有無

## 2) 航空機騒音による室内外レベル差測定

JISA1430（建築物の外周壁部材及び外周壁の空気音遮断性能の測定方（全体法））により、室内外各 1 点における A 特性の音圧レベルの測定及びオクターブバンド周波数分析を行い、A 特性の音圧レベル及び 500Hz 帯域の比較を行う。

- ・ 可能な限り、対象家屋の地域において航空機騒音の影響が大きい運航形態による航空機騒音を対象に測定する。
- ・ 測定対象は良好に測定データを得られた 10 機以上とすること。10 機未満の場合は 2 時間の測定を目安とする。
- ・ 測定方法は JISA1430 に従うが、計量管理者が技術上の観点から妥当性を担保できる場合、室内 1 点、室外 1 点とすることができる。この時、室内点は対象建具（防音サッシ）から 2m、壁面から 1m を目安とする。また、室外点は、建築物の反射・遮蔽を避け、航空機を見通せる場所において、地上 1.5m または 4m 以上の場所に設置する。
- ・ 測定結果は、上記「1)」の調査結果と併せて整理・考察する。

## 3) 人工音源による防音サッシの遮音性能測定

上記「1)」及び「2)」の調査を実施した家屋の中から、JISA1520（建具の遮音試験法）における内部音源法により、防音サッシの遮音性能を確認するための音響透過損失相当値を測定する。

測定方法は JISA1520 における内部音源法に従うが、計量管理者が技術上の観点から妥当性を担保できる場合、室内 3 点、室外 3 点とすることができる。

【対象空港】函館空港、福岡空港、那覇空港（3 空港）

【対象家屋数】1) 36 件（福岡：24 件 函館：6 件 那覇：6 件）

2) 36 件（福岡：24 件 函館：6 件 那覇：6 件）

3) 12 件（福岡：8 件 函館：2 件 那覇：2 件）

## (2) 防音工事対象世帯数及び世帯人数実態調査

騒音対策区域内における世帯数及び世帯人数の実態調査を行う。その内、賃貸住宅の世帯数及び世帯人数の算出も行う。調査方法は、公開統計情報（国勢調査等）（町丁字単位）及び GIS データの活用又は同等以上とする。上記以外の調査方法とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

なお、賃貸住宅を含めた防音工事対象世帯数及び世帯人数については、発注者側よりデータを提供する。

【対象空港】函館空港、新潟空港、東京国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、宮崎空港、那覇空港（8 空港）

### (3) 冷暖房機、換気装置、及びレンジ用換気装置設置状況調査

騒音対策区域内外における世帯毎の空気調和機器設置状況（家族構成、所有台数、普及率）について調査を行い、公開統計情報（消費動向調査等）からの推測を交え騒音対策区域内外の比較を行う。調査方法は、空港周辺住民に対するアンケート調査（タウンメール+インターネット）又は同等以上とずる。上記以外の調査方法とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

【対象空港】函館空港、福岡空港、那覇空港（3 空港）

【アンケート調査数】2,000 世帯/空港（回収率 20%）

### (4) 冷暖房機稼働状況調査

騒音対策区域内外における世帯毎の冷暖房機稼働状況について調査を行い、公開統計情報（エネルギー消費統計、省エネ性能カタログ等）からの推測を交え騒音対策区域内外の比較を行う。調査方法は、空港周辺住民に対するアンケート調査（タウンメール+インターネット）又は同等以上とする。上記以外の調査方法とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

【対象空港】函館空港、福岡空港、那覇空港（3 空港）

【アンケート調査数】2,000 世帯/空港（回収率 20%）

### (5) 土地価格の動向が補助金や補償金に反映されている制度の事例調査

土地価格に与える負の影響を補償する制度や、一定の補助金交付対象であることによって土地価格が維持される又は上昇する場合に、それを考慮した一定の減額措置が補助金算定に組み込まれている制度（公共用地の補償制度における事業損失事例等）について、資料を収集し結果を整理する。

## 2.1.3 課題の整理

上記「2.1.1」及び「2.2.2」の調査結果を踏まえ、住宅防音工事補助制度のあり方についての課題を整理する。

課題の整理に当たっては、特に次の点に着眼して整理すること。

- ア 「航空機騒音に係る環境基準」の本則未達成地域において、達成された場合と同等の屋内環境が保持されているか
- イ 騒音対策区域指定後の転入者と指定以前からの居住者との間で助成に差異を設けることの合理性
- ウ 空気調和機器の普及状況を踏まえた、国が航空機騒音対策として担うべき補助内容
- エ 地価の動向から、被補助者に対して、補助制度によって与えられる土地価格上の利益又は不利益があると推測される場合の、当該利益又は不利益

#### 2.1.4 住宅防音工事補助制度の検討

上記「2.1.3」及び令和元年度に実施した「住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務」報告書を踏まえ、住宅防音工事補助制度（申請手続き含む。以下同じ。）のあり方について検討を行う。

#### 2.1.5 空気調和機器更新工事補助制度の検討

上記「2.1.3」及び令和元年度に実施した「住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務」報告書を踏まえ、現行制度の空気調和機器更新工事①～③補助要件の検証及び空気調和機器更新工事④制度創設について検討を行う。

#### 2.1.6 住宅防音工事補助制度に関する要綱等の立案

上記「2.1.4」及び「2.1.5」を踏まえ、見直しまたは新規の制度内容を立案し、現行の住宅防音工事補助制度に関する要綱等の追加修正が必要な箇所について、草案を作成する。

## 3.調査工程（案）

項目	令和2年度				令和3年度													
	2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
1. 調査・検討																		
(1)住宅防音工事補助制度の把握	■	■																
(2)調査																		
①経年劣化調査(福岡空港)				■	■	■	■	■										
①経年劣化調査(函館・那覇空港)									■	■	■	■	■	■	■			
②防音工事対象世帯数及び世帯人数実態調査				■	■	■	■	■										
③冷暖房機、換気装置、及びレンジ用換気装置設置状況調査				■	■	■	■	■										
④冷暖房稼働状況調査				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
⑤土地価格の動向が補助金や補助金に反映されている制度の事例調査				■	■	■	■	■										
(3)課題の整理									■	■	■	■						
(4)住宅防音工事補助制度の検討											■	■	■	■	■			
(5)空調和機器更新工事補助制度の検討											■	■	■	■	■			
(6)住宅防音工事補助制度に関する要綱等の立案											■	■	■	■	■	■	■	■
2. 検討委員会				■						■						■		■